

ネットワークガイドライン

仙台市立東六番丁小学校

1. ネットワークの定義

ネットワークとは、本校で利用できる校内ネットワーク及びインターネットを指す。

本ガイドラインは、ネットワークの運用についての基本要領である。利用者は、本ガイドラインを遵守することを前提に、ネットワークを利用することができる。

2. 運用の目的

本校のネットワークは、その一切を「本校の教育目標を実現するための教育活動を支援すること」を目的として運用する。

3. ネットワーク管理者

- (1) 校長は、ネットワーク管理者を任命し、校務分掌上に位置づける。
- (2) ネットワーク管理者は、校長の指導の下、ネットワークが円滑に運用されるよう、ハードウェア、ソフトウェア等、ネットワークシステム全体を適切に管理する。
- (3) ネットワーク管理者は、利用者によりネットワークの運用を妨げるような行為があった場合には、校長の了解を得て、その利用者のネットワーク利用を一時的に制限することができる。またその期間については、校長と協議して決定するものとする。

4. ネットワークに接続するコンピュータ

ネットワーク管理者により許可されたコンピュータのみが、ネットワークに接続することができる。

5. ネットワーク利用者

- (1) 利用者は、ネットワークの運用を妨げたり、ネットワーク上で本校の品位を損なうようなことをしてはならない。
- (2) 利用者は、うそ、いつわり、誹謗、中傷の情報をネットワーク上に流してはならない。
- (3) 利用者は、本校の共有データならびに、著作権や知的所有権を侵害するような行為をしてはならない。共有フォルダ内にある個人所有の著作物についても、同様に取り扱い扱う。
- (4) 利用者は、職務上知り得た秘密、児童及び職員に関する個人情報等について、ネットワーク上に漏洩してはいけない。
- (5) 利用者は、個人のPCをネットワークに接続する際、セキュリティー対策を万全にしておく責務を負う。

6. 校外向けウェブページについて

- (1) 校外向けウェブページでは、開かれた学校としての一翼を担うため、本校の教育活動や内容の一端を公開する。

- (2) 情報の公開に当たっては、指導上知り得た秘密の遵守、プライバシーの保護などに関して十分に配慮する。

公開しないもの

ア) 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていないもの(成績、健康診断結果など)

イ) プライバシーの侵害となる恐れのあるもの。(実名、住所、電話番号、生年月日、個人が特定できる顔写真など。名前と顔写真が一致するような掲載はしない。)

状況によっては公開するもの。公開に際しては保護者の了承を得る必要のあるもの。

ア) 個人写真(集合写真や諸活動の様子を撮影した写真など)

イ) 児童作品(児童が学習活動で作成した資料、図画工作品、作文など)

ウ) 氏名(姓のみ又はイニシャルで記載)

エ) 児童の作文、作品等における家族構成に関する記述や内容

オ) 上記ウ)、ア)に規定した実名や個人が特定できる写真については、教育上その掲載が有用であると校長が認めた場合は、校長の判断により保護者の承認を得た後、期間を限定して公開することができる。(表彰、受賞など)

リンクについて

公的機関及び教育的に有用と認められるサイトのみとし、原則としてリンク先の許諾を得た後で行う。上記の要件を満たさない場合はリンクの対象としない。

ウェブページの著作権

各ページの著作権に関しては、全て仙台市立東六番丁小学校が有するものとする。

更新について

ウェブページの更新は、校長及びネットワーク管理者の承認を得て行うこととする。

7. 校内専用ウェブページ

- (1) 校内ネットワーク上に、外部からはアクセスできないイントラネット用のウェブページ「東六Web」を置くことができる。
- (2) 東六Webは、第2項「運用の目的」に則り、本校の担当教職員が児童と協力して作成する。
- (3) 東六Webに掲載する情報は、校外向けウェブページの第6項(2)に規定したことを除き、その制約を受けない。しかし、第6項(2)については、教育的配慮をもって取り扱うものとする。
- (4) 校長とネットワーク管理者は、適宜、東六Webの運用や内容が適切かどうかを管理する。

8. 電子メール・電子掲示板について

- (1) 電子メール・電子掲示板は、ネットワークエチケットに則って利用する。
- (2) 児童は、担当教職員の指導の下で電子メールや掲示板を利用する。児童のみで送受信することはさせない。

9. 付則

- (1) 本ガイドラインの内容は、必要に応じ適時更新する。
- (2) 本ガイドラインは、平成16年4月1日より施行する。